

令 2 医 務 保 険 第 6 8 1 号
令 和 2 年 (2020 年)9 月 1 日

山 口 県 医 師 会 長
山 口 県 歯 科 医 師 会 長 様
山 口 県 病 院 協 会 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課 長

医 療 機 関 等 に 勤 務 す る 医 療 従 事 者 等 に 対 す る 慰 労 金 給 付 に 係 る 協 力 の 依 頼 に
つ い て (令 和 2 年 度 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 緊 急 包 括 支 援 交 付 金 (医 療 分))

こ の こ と に つ い て 、 別 添 に よ り 県 内 の 医 療 機 関 に 通 知 し ま し た の で お 知 ら せ し ま す 。

医 療 指 導 班 竹 永 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939

各医療機関の管理者 様
各助産所の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

**医療機関等に勤務する医療従事者等に対する慰労金給付に係る協力の依頼に
ついて（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））**

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

慰労金の給付申請については、医療機関等を通じた一括での代理申請を基本としていることから、対象となる医療機関等におかれましては、給付対象者の取りまとめ及び代理申請を適切に行っていただくようお願いします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいようお願いします。

記

1 申請受付期限

令和 3 年 2 月 2 8 日（日）【必着】

2 県ホームページ URL

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（慰労金）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/korona/iryou-iroukin.html>

3 問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課・健康増進課

「医療機関等向け慰労金・支援金相談窓口」

電話番号：0 8 3 - 9 3 3 - 3 2 5 0

開設時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

（参考）

みなし指定により介護サービスを提供している場合は、以下のホームページに介護分を掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13400/iroukin-sienkin/202007160001.html>

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 26 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

医療機関等に勤務する医療従事者等に対する慰労金給付に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和 2 年 6 月 16 日付医政発 0616 第 1 号・健発 0616 第 5 号・薬生発 0616 第 2 号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）により医療従事者等の慰労金の対象者等をお示ししているところですが、医療機関等に勤務する医療従事者等は、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと等から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしていますが、これまでに、当局のコールセンター等へのご意見において、

- ・対象となる医療従事者等が慰労金の申請を希望しているのに、医療機関等が慰労金を代理申請してくれない
 - ・医療機関等が派遣労働者や受託業務従事者の分を代理申請してくれない
- という声が届いている状況です。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、医療機関等を通じた一括での代理申請を基本としており、慰労金の要件に該当する医療従事者等や、派遣労働者・業務受託者の従事者も、医療機関等からの申請により慰労金を受け取ることができます。

従って、医療機関等において対象者をとりまとめるようご理解、ご協力を頂く事が極めて重要です。

このため、都道府県におかれましては、各医療機関等が、

- ・医療従事者等の希望を踏まえて慰労金の代理申請を行うこと
- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて代理申請を行うこと

について、引き続き管内の医療機関等への丁寧な周知や相談に丁寧に対応して頂き、必要に応じて提出状況を確認するなどし、対象となる医療従事者等や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々に慰労金が確実に届けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、関係団体宛にも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、ご対応頂きますようお願いいたします。